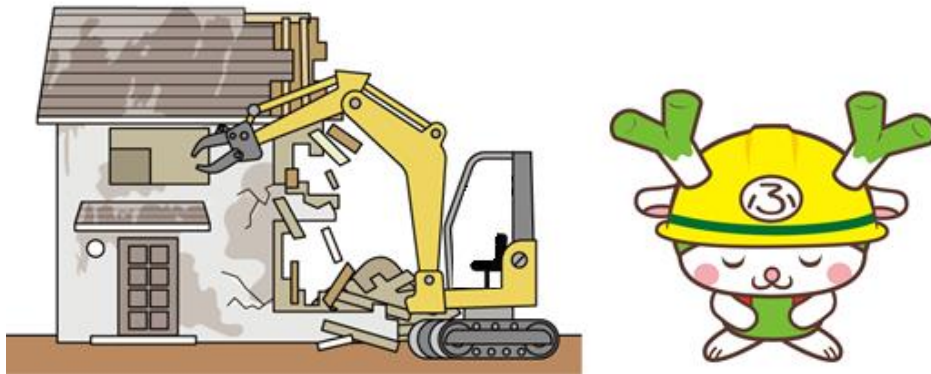


深谷市無接道敷地内の空家等除却補助金の手引き (令和6年度版)



事前調査申込受付期間・・・令和6年7月1日から令和6年11月30日

※ 予算額に達し次第、補助金の受付を終了します。

また、補助金を受けるためには、令和7年1月31日までに解体工事を完了する必要があります。

【申し込み・問い合わせ】

深谷市役所 自治振興課

住所：366-8501

深谷市仲町11-1（本庁舎2階21番窓口）

TEL：048-574-8597

目次

1. 補助金の概要について・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1
2. 申し込み方法等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・P5
3. 事前調査申込から補助金受領までの流れ・・・・・・・・・・P6
4. 無接道敷地の例・・・・・・・・・・・・・・・・・・P8
5. 必要書類について・・・・・・・・・・・・・・・・・・P9
6. 申請書記載例・・・・・・・・・・・・・・・・・・P11

1. 補助金の概要について

(1) 趣旨

無接道敷地等であることが理由で、更地にしてもその土地単独での活用が困難となっている空家等を解消するため、隣接地の所有者が空家等とその土地を購入し、空家等の除却をする場合、費用の補助を行います。

(2) 補助対象の空家等

- ① 空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第3項の規定に基づく「命令」を受けていない空家等であること
- ② 無接道敷地内の当該空家等の隣接地の所有者等が取得したものであって、次のいずれにも該当するもの
 - ア 当該取得した者が、隣接地と当該空家等の敷地の統合後の敷地を、自らの居住等の用に供し適切に10年間以上管理するもの
 - イ 除却に要する費用（除却のために必要となる調査設計費等を含む。）が、固定資産税評価額その他の公的な方法により算定した当該空家等の敷地及び建物の売買想定価格を上回るもの
- ③ 国又は地方公共団体等から他の補助金等の交付を受けていないこと
- ④ 公共事業による移転、建替え等の補償対象となっていないこと

(3) 補助対象者

- ① 補助対象空家等を購入しようとする者
- ② 補助対象空家等の所有者等が複数いる場合又は他に当該補助対象空家等に何らかの権利関係を持つものがある場合にあっては、補助対象工事の実施その他のこの要綱に定める事項について、当該者全員の同意を得ることができる者
- ③ 法人、その他の団体でない者
- ④ 暴力団員ではない者
- ⑤ 深谷市における市税に未納がない者
- ⑥ 補助対象空家等を除却した後の敷地について、周辺に悪影響を及ぼさないよう適切に管理するとともに、隣接地と当該空家等の敷地の統合後の敷地を10年間以上統合の解消をせずに自らの居住等の用に適切に管理する意思のある者

(4) 補助対象工事

- ① 交付決定通知後に着工する工事
- ② 深谷市内に本店、営業所等を有する法人又は深谷市内で事業を営む個人であって、建設業法別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項の登録を受けたものが施工する工事
- ③ 補助対象空家等のすべてを除却し、その敷地を更地にする工事

(5) 補助対象費用

補助対象費用は、補助対象工事に要する費用とし、下記の費用の合計額（消費税及び地方消費税の額を除く。）とします。

- ① 主たる建築物の躯体、屋根材、内外装材、建物設備などの解体撤去工事及び当該廃材の処分
- ② 主たる建築物の基礎・杭等、地下埋設物（配水管・柵・電線管・給水管等）などの解体撤去工事及び当該廃材の処分
- ③ 主たる建築物に附属する工作物（塀、門扉・門柱、車庫・カーポート・物置、植栽・庭石等）の解体撤去工事及び当該廃材の処分
- ④ 解体撤去工事後の当該敷地の埋め戻し及び整地（舗装費用等を除く。）
- ⑤ 解体撤去工事に必要な仮設工事
- ⑥ 敷地内の残存物（家具等の物品など）の処分
- ⑦ その他市長が必要と認める経費

※ 「補助金交付申請時」および「工事完了報告時」に除却費用等の積算根拠や内訳が分かる明細を添付いただきます。

補助対象費用と対象外の費用が分かるように記載していただきますようお願いいたします。

(6) 補助金の額

上限50万円（①または②のいずれか低い額、千円未満の端数は切り捨て）

- ① 補助対象費用の2分の1に相当する額
- ② 床面積1㎡につき2万円を乗じた額

(7) 事前調査

補助対象空家等について、無接道敷地等に該当するか、市長による事前診断を受ける必要があります。

事前調査申込受付期間は、令和6年7月1日から令和6年11月30日です（※予算額に達し次第、補助金の受付を終了します。）。

(8) 交付申請

事前調査で、無接道敷地等と認められた後、交付申請を行っていただきます。

(9) 交付決定

交付申請の内容を確認し、交付決定を行います。

(10) 補助対象工事の施工

令和7年1月31日までに当該工事を完了する必要があります。

(11) 補助申請内容の変更等

工事開始後に、工事内容の変更または中止があった場合は承認申請を行っていただきます。

(12) 完了報告

補助対象工事が完了した日から起算して30日以内に完了報告をしていただきます。

(13) 補助金額の確定

完了報告をいただいた後、補助金の金額が確定します。

(14) 補助金の請求

補助金を振り込みますので、請求書をご提出いただきます。なお、振り込みには2週間程度かかります。

(15) 交付決定の取り消し

補助金交付決定の取り消し事由に該当する事実があった場合、交付決定を取り消します。

(16) 補助金の返還

交付決定取り消しとなった場合、補助金の返還請求をさせていただきます。

(17) 書類の保管

令和17年3月31日まで保管してください。

(交付決定を受けた年度の翌年度の初日から起算して10年間保管)

2. 申し込み方法等について

(1) 事前相談

補助対象予定の空き家の所在地、使用状況等をご確認のうえ、自治振興課(窓口または電話)までご相談ください。

(2) 申し込み方法

「(様式第1号) 深谷市無接道敷地内の空家等除却補助金事前調査申込書」に必要事項を記入し、添付書類を添付してお申し込みください。

申込関係の様式は自治振興課窓口(本庁舎2階21番窓口)又は市ホームページで取得できます。

なお、業者や代理人等に当補助金の手続きを委任する場合には、委任状の提出が必要になります(委任状の様式は任意です。)

(3) 申請書等の受付窓口

深谷市役所 自治振興課(本庁舎2階21番窓口)

※申請書等を郵送で提出する場合は、下記まで送付してください。

〒366-8501

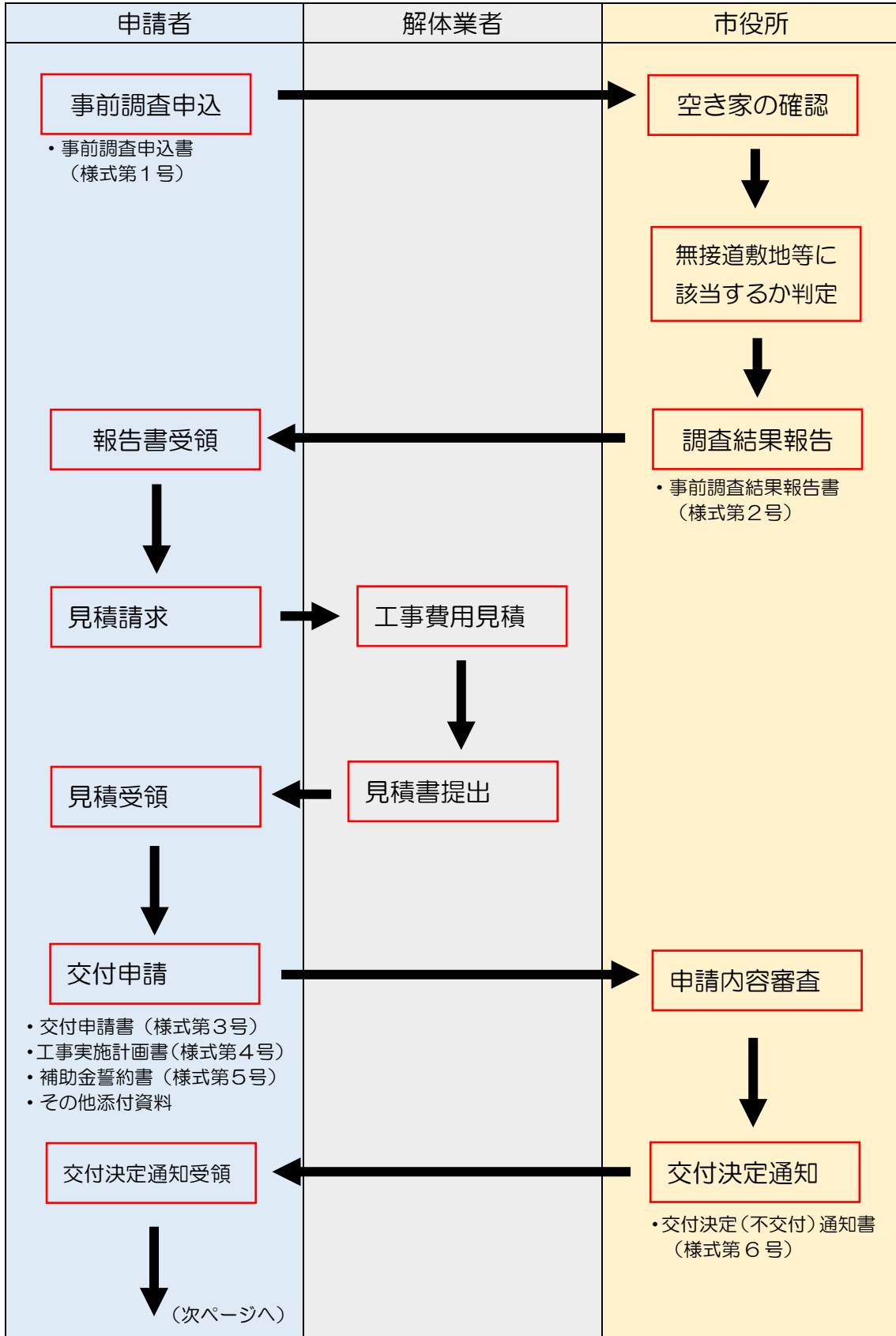
深谷市仲町11-1

深谷市自治振興課 空家対策係 宛

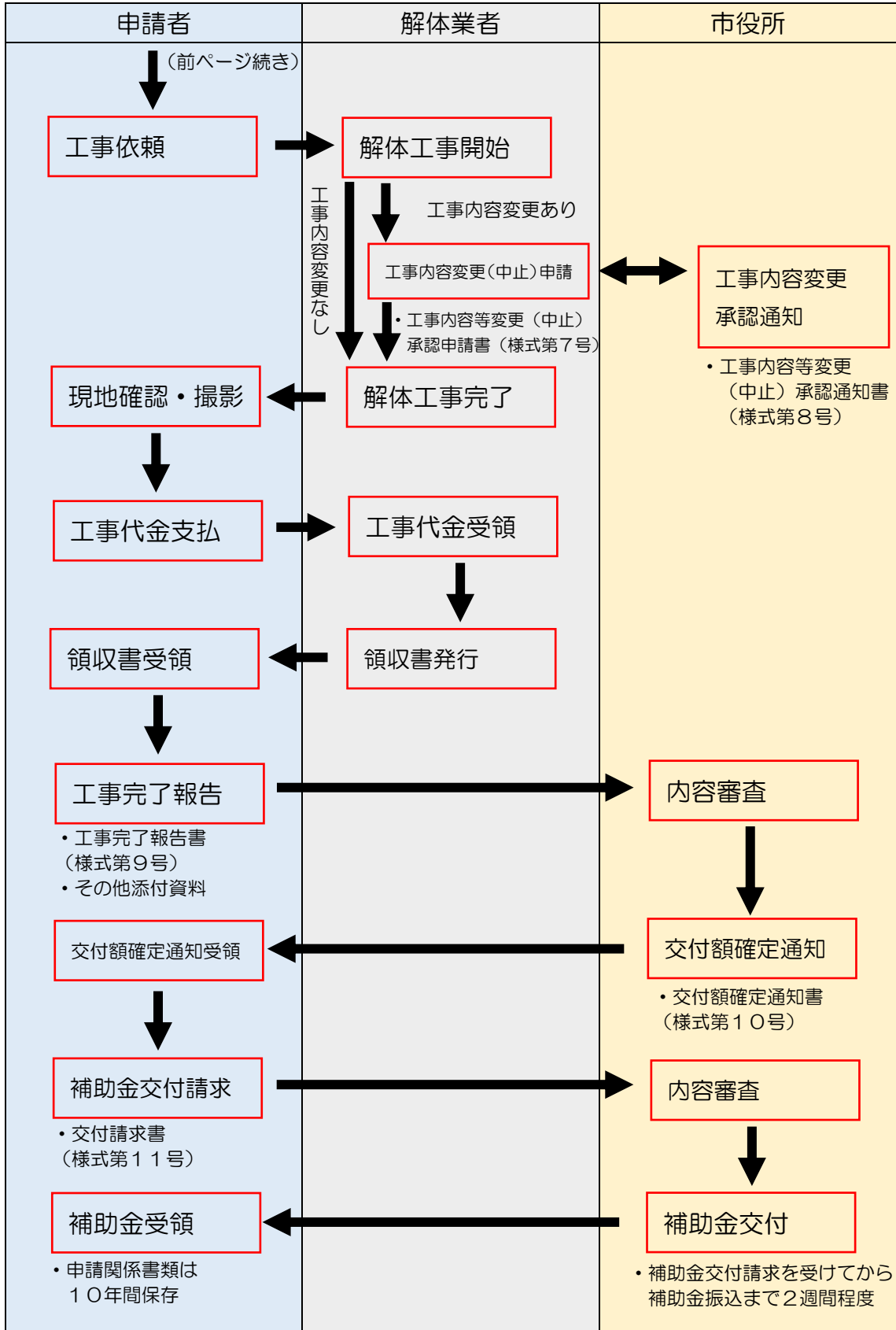
(4) 現場確認

「(様式第1号) 深谷市無接道敷地内の空家等除却補助金事前調査申込書」の提出後、職員にて現場確認を実施します。補助対象空き家の立地条件等によっては、敷地内に立ち入ることがあります。

3. 事前調査申込から補助金受領までの流れ（1 / 2）



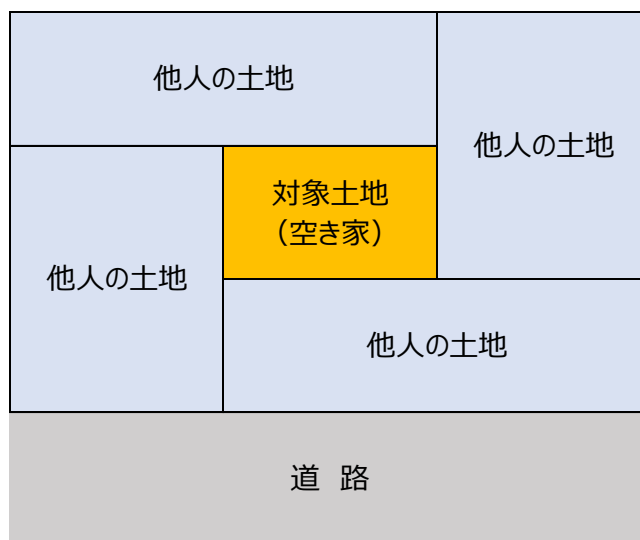
3. 事前調査申込から補助金受領までの流れ（2 / 2）



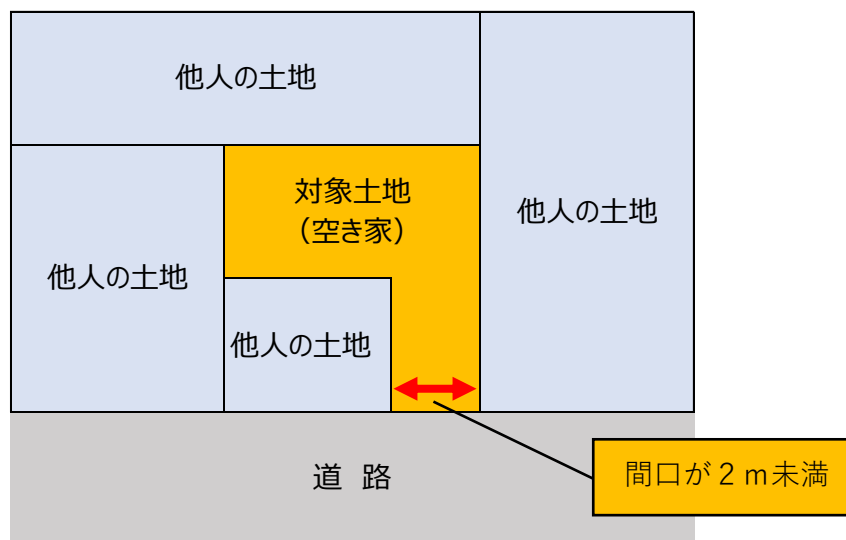
4. 無接道敷地の例

無接道の敷地とは、建築基準法等で定める道路に建物敷地が2m以上接していないものです。

(1) 他人の土地に囲まれており、道路に接していない。



(2) 道路に接しているが、間口が2m未満である。



5. 必要書類について

(1) 事前調査申込時

- ① (様式第1号) 深谷市無接道敷地内の空家等除却補助金事前調査申込書
- ② 事前申請者が所有する土地の登記事項証明書の写し
- ③ 無接道敷地内の空家等の取得に係る書類の写し等(売買契約書の写し、土地及び建物の登記事項証明書の写し等)
- ④ 事前申請者が所有する土地と隣接する空家等の無接道敷地が記載された公図の写し
- ⑤ 空家等が隣接していることが確認できる現況写真

(2) 交付申請時

- ① (様式第3号) 深谷市無接道敷地内の空家等除却補助金交付申請書
- ② (様式第4号) 深谷市無接道敷地内の空家等除却補助金工事実施計画書
- ③ (様式第2号) 深谷市無接道敷地内の空家等除却補助金事前調査結果報告書の写し
- ④ 配置図(申請者の敷地と空き家及び道路との関係、附属する門塀等の位置等を記載したもの)
- ⑤ 着工前の現場写真(建物及び敷地の状況が分かるもの。)
- ⑥ 補助対象空家等の建物及びその土地の登記事項証明書(申請日前3か月以内に発行されたもの。)
- ⑦ 補助対象空家等の名寄帳の写し(直近の年度のもの。)
- ⑧ 補助対象空家等に隣接する土地(購入者)の登記事項証明書(申請日前3か月以内に発行されたもの。)
- ⑨ 補助対象空家等に隣接する土地(購入者)の名寄帳の写し(資産税課が発行する直近の年度のもの。)
- ⑩ (様式第5号) 深谷市無接道敷地内の空家等除却補助金誓約書
- ⑪ 市税に滞納がないことを証する書類(申請日前3か月以内に発行されたもの。)
- ⑫ 補助対象工事を行う予定の事業者等が建設業法に基づく土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業のいずれかの業種の許可(同法によりこれらの業種の許可とみなされる場合を含む。)を受けた事業者であることを証する書類
- ⑬ 補助対象工事の見積書(除却費用等の積算根拠や積算内訳が明らかになるもので、除却工事を行う予定の事業者の押印があるものに限る。)の写し
- ⑭ 売買契約書の写し(補助対象空家の売買契約)

(3) 工事内容変更(中止)申請時

- ① (様式第7号) 深谷市無接道敷地内の空家等除却補助金補助対象工事内容等変更(中止)承認申請書
- ② 交付申請時の添付書類のうち、変更に係るもの
- ③ その他変更内容の分かる書類

(4) 工事完了報告時

- ① (様式第9号) 深谷市無接道敷地内の空家等除却補助金工事完了報告書
- ② 補助対象工事の除却工事請負契約書の写し又はこれに代わるもの
- ③ 補助対象工事の領収書の写し又はこれに代わるもの
- ④ 補助対象工事に要した費用の内訳を示す書類
- ⑤ 補助対象工事完了後の現場写真

(5) 補助金交付請求時

(様式第11号) 深谷市無接道敷地内の空家等除却補助金請求書

※ それぞれの書類提出時に、提出いただいた書類で要件が確認できない場合、追加で書類を提出していただく場合があります。

6. 申請書記載例

(1) 事前調査申込時に提出いただく書類

様式第1号(第8条関係)

深谷市長 宛て

① 申請日、申請者情報を記入してください。

令和6年 6月30日

(郵便番号 366-8501)

申請者 住所 深谷市仲町11-1
フリガナ フカヤ タロウ
氏名 深谷 太郎
電話番号 048-571-1211

深谷市無接道敷地内の空家等除却補助金事前調査申込書

深谷市無接道敷地内の空家等除却補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、無接道敷地等に該当するかどうかの事前調査を下記のとおり申請します。

記

② 申請者の所有する土地の深谷市以降の住所を記入してください。

1 事前申請者の所有する土地

所在地	深谷市 仲町11-1
-----	------------

2 同意欄(無接道敷地内の空家等について)

私は、深谷市無接道敷地内の空家等除却補助金交付要綱に定める事項を理解した上で、深谷市が、以下の無接道敷地内の空家等について、補助対象空家等かどうか事前調査をするにあたり、立入調査を行うことに同意します。

所在地	深谷市 仲町11-2
所有者等氏名(自署)	渋沢 太郎
所有者等電話番号	048-571-0000

3 添付書類

- (1) 事前申請者が所有する土地の登記事項証明書
- (2) 無接道敷地内の空家等の取得に係る書類の写し
(売買契約書の写し、土地及び建物の登記事項証明書の写し等)
- (3) 事前申請者が所有する土地と隣接する空家等の無接道敷地が記載された公図の写し
- (4) 隣接していることが確認できる現況写真
- (5) その他市長が認める書類

③ 対象の空き家の深谷市以降の住所及び所有者(自署)、電話番号を記入してください。

④ 添付書類を準備してこの申請書と併せて提出してください。

(2) 交付申請時に提出いただく書類

様式第3号 (第9条関係)

深谷市長 宛て

① 申請日、申請者情報を記入してください。

令和6年 7月 15日

(郵便番号 366-8501)

申請者 住所 深谷市仲町11-1
フリガナ フカヤ タロウ
氏名 深谷 太郎

(自署または記名押印)

電話番号 048-571-1211

深谷市無接道敷地内の空家等除却補助金交付申請書

深谷市無接道敷地内の空家等除却補助金の交付を受けたいので、深谷市無接道敷地内の空家等除却補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき下記のとおり申請します。

なお、本申請の審査に必要な申請者の市税情報について、市が確認することに同意します。

記

1 申請内容

② 申請者の所有する土地及び対象の空き家の深谷市以降の住所、所有者を記入してください。

空家等隣接地の所在地	深谷市 仲町11-1
空家等隣接地の所有者等	深谷 太郎
空家等の所在地	深谷市 仲町11-2
空家等の所有者等	渋沢 太郎
補助金交付申請額	400,000 円 (1,000 円未満切捨て)

※市使用欄

③ 工事実施計画書(記入例は次ページ)で計算した、補助金の額を記入してください。

受付番号	收受印

2 添付資料

- 深谷市無接道敷地内の空家等除却補助金工事实施計画書（様式第4号）
- 深谷市無接道敷地内の空家等除却補助金事前調査結果報告書（様式第2号）の写し
- 配置図（申請者の敷地と空き家及び道路との関係、附属する門塀等の位置等を記載したもの）
- 着工前の現場写真（建物及び敷地の状況が分かるもの。）
- 補助対象空家等の建物及びその土地の登記事項証明書（申請日前3か月以内に発行されたもの。）
- 補助対象空家等の名寄帳の写し（資産税課が発行する直近の年度のもの。）
- 補助対象空家等に隣接する土地（購入者）の登記事項証明書（申請日前3か月以内に発行されたもの。）
- 補助対象空家等に隣接する土地（購入者）の名寄帳の写し（資産税課が発行する直近の年度のもの。）
- 深谷市無接道敷地内の空家等除却補助金誓約書（様式第5号）
- 補助対象工事を行う予定の事業者等が建設業法に基づく土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業のいずれかの業種の許可（同法によりこれらの業種の許可とみなされる場合を含む。）を受けた事業者であることを証する書類
- 補助対象工事の見積書（除却費用等の積算根拠や積算内訳が明らかになるもので、除却工事を行う予定の事業者の押印があるものに限る。）の写し
- 売買契約書の写し（補助対象空家の売買契約）
- その他（ ）

④ 添付書類を準備して、この申請書と併せて提出してください。

(2) 交付申請時に提出いただく書類

様式第4号(第9条関係)

① 工事請負業者に確認の上、
記入してください。

深谷市無接道敷地内の空家等除却補助金工事実施計画書

1 工事の概要

空家等の所在地	深谷市 仲町11-2		
空家等の所有者等	渋沢 太郎		
空家等の規模	延べ面積	50.00 m ²	
	階数	1 階	
空家等の構造	<input checked="" type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 非木造 ()		
空家等の建て方	<input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> 長屋住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅		
附属する工作物等	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (物置、ブロック塀)		
施行業者	住所	深谷市仲町20-2	
	会社名	深谷建設 株式会社	担当者名 (深谷)
	電話	(048) 571 - 0000	
工事着手予定日	令和6年	8月	1日
工事完了予定日	令和6年	8月	5日

② 工事の見積書を確認の上、
計算及び記入してください。

2 交付申請額の算出

補助対象工事の除却費用(見積額)(A)	800,000 円		
補助金額相当額(B)	(A) × 1/2		400,000 円
要綱第7条に規定により算出した除却工事費(C)	除却工事費の1m ² 当たりの額(D)	建物の延べ面積(E)	除却工事費(C) = (D) × (E)
	20,000 円	50.00 m ²	1,000,000 円
補助対象経費(F)	(B) と (C) の少ない方の額		400,000 円
補助金交付申請額	(F) と要綱第7条に規定する上限額(500,000円)の少ない方の額(1,000円未満切捨て)		400,000 円

(注) 補助対象工事に要する除却費用(見積額)(A)は、要綱第3条第1項第3号のイに規定する売買想定価格を上回るもの。

(2) 交付申請時に提出いただく書類

様式第5号(第9条関係)

深谷市長 宛て

① 対象の空き家の深谷市以降の住所を記入してください。

深谷市無接道敷地内の空家等除却補助金誓約書

私は、深谷市無接道敷地内の空家等除却補助金の交付申請にあたり、以下のことを誓約します。

- 1 補助対象空家等 深谷市 仲町 1 1 - 2 の解体、除却に関して、及びこの補助金の手続き及び支払い等に関し、所有者等全員及び抵当権などの権利関係を持つ者全員の同意を得ていること。
- 2 暴力団員ではないこと。
- 3 空家等の解体後に空き地となった敷地を適切に管理すること。
- 4 補助対象空家等 深谷市 仲町 1 1 - 2 の解体、除却をした後は、当該補助対象空家等の敷地を隣接地 深谷市 仲町 1 1 - 1 と統合して住宅等の敷地に一体として利用し、少なくとも10年間、当該統合を解消しないこと。
- 5 10年を経過する日までに当該統合後の敷地の所有権を第三者に移転する場合は、当該経過する日までの間、譲り受ける者が4を順守する旨を契約書等に明記すること。
- 6 その他、深谷市無接道敷地内の空家等除却補助金交付要綱に定める事項を理解し、同意すること。

② 誓約日、住所の記入および署名をしてください。

令和6年 7月15日

住 所 深谷市仲町 1 1 - 1

氏 名 (自署) 深谷 太郎

(3) 工事内容が変更になった場合、または中止になった場合に提出いただく書類

様式第7号（第12条関係）

深谷市長 宛て

① 申請日、申請者情報を
記入してください。

令和6年 7月25日

(郵便番号 366-8501)

申請者 住所 深谷市仲町11-1

フリガナ フカヤ タロウ

氏名 深谷 太郎

電話番号 048-571-1211

② 市から受け取った補助金
交付決定通知の日付と番号を
記入してください。

深谷市無接道敷地内の空家等除却補助金補助対象工事
内容等変更（中止）承認申請書

令和6年 7月20日付深 自発 第 7号 で補助金交付決定通知の
あった深谷市無接道敷地内の空家等除却補助金については、次のとおり変更・中
止したいので、深谷市無接道敷地内の空家等除却補助金交付要綱第12条第1
項の規定に基づき申請します。

記

交付決定通知番号	令和6年 7月20日付深 自発 第 7号
空家等の所在地	深谷市 仲町11-2
変更・中止の区分	変更 中止
変更内容	工事費の変更
変更又は中止の理由	工事費が増額となったため
変更前 交付決定額	400,000 円
変更後 交付申請額	500,000 円
添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 交付申請時の添付書類のうち、変更に係るもの <input type="checkbox"/> その他変更内容の分かる書類 ()

③ 工事請負業者に確認
の上、記入してください。

④ 内容に変更があった書類につい
て、併せて提出してください。

(4) 解体工事終了後に提出いただく書類

様式第9号(第13条関係)

深谷市長 宛て

① 報告日、申請者情報を
記入してください。

令和6年 8月 15日

(郵便番号 366-8501)

申請者 住 所 深谷市仲町11-1
フリガナ フカヤ タロウ
氏 名 深谷 太郎
電話番号 048-571-1211

② 市から受け取った補助金
交付決定通知の日付と番号を
記入してください。

深谷市無接道敷地内の空家等除却補助金工事完了報告書

令和6年 8月 1日付深 自発 第 20号 で補助金(変更)交付
決定を受けた深谷市無接道敷地内の空家等除却補助金については、次のとおり
対象の工事が完了したので、深谷市無接道敷地内の空家等除却補助金交付要綱
第13条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて報告し

記

③ 工事請負業者に確認
の上、記入してください。

- | | |
|-------------------|------------|
| 1 補助対象工事に要した費用の総額 | 1,200,000円 |
| 2 補助金交付決定額 | 500,000円 |
| 3 補助対象空家等の所在地 | 深谷市 仲町11-2 |
| 4 補助事業完了年月日 | 令和6年 8月 5日 |

5 添付書類

- (1) 補助対象工事の除却工事請負契約書の写し又はこれに代わるもの
- (2) 補助対象工事の領収書の写し又はこれに代わるもの
- (3) 補助対象工事に要した費用の内訳を示す書類
- (4) 補助対象工事完了後の現場写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

④ 添付書類を準備してこの報告書と
併せて提出してください。

(5) 補助金交付請求時に提出いただく書類

様式第11号 (第15条関係)

深谷市長 宛て
 令和6年 8月 30日
 (郵便番号 366-8501)
 申請者 住 所 深谷市仲町11-1
 フリガナ フカヤ タロウ
 氏 名 深谷 太郎 印
 電話番号 048-571-1211

① 報告日、申請者情報を記入してください。
 ② 市から受け取った補助金交付決定通知の日付と番号を記入してください。

深谷市無接道敷地内の空家等除却補助金交付請求書

令和6年 8月10日付深 自発 第 30号 で交付額確定通知を受けた深谷市無接道敷地内の空家等除却補助金については、次のとおり深谷市無接道敷地内の空家等除却補助金交付要綱第15条第1項の規定に基づき請求します。

記

- 1 空家等の所在地
 深谷市 仲町11-2
- 2 請求金額
 500,000円
- 3 補助金振込先

③ 申請、変更申請をもとに記入してください。

金融機関名	埼玉りそな銀行	本(支)店名	深谷支店
金融機関コード	支店コード	0017	580
預金種目	1. 普通	2. 当座	3. その他()
口座番号(記号番号)	9999999		
(フリガナ)	フカヤ タロウ		
口座名義人	深谷 太郎		

※ 振込先金融機関がゆうちょ銀行の場合は、口座番号は下1桁を記載せず7桁を記載すること。
 ※ 口座名義は、申請者と同一名義であること。

④ 申請者の口座情報を記入してください。
 この口座に補助金を振り込みます。
 なお、振り込みには2週間程度かかります。